

30歳以上の方を対象に 春の胃集団検診

実施日	会場
5月31日(金)	新中C.C
6月1日(土)	井口C.C
6月3日(月)	大沢C.C
6月4日(火)	牟礼C.C
6月6日(木)	牟礼C.C
6月7日(金)	牟礼C.C
6月8日(土)	牟礼C.C
6月10日(月)	総合保健センター
6月11日(火)	
6月12日(水)	
6月13日(木)	
6月14日(金)	
6月15日(土)	総合保健センター

※C.Cはコミュニティセンター

歳の誕生日を迎える方は、「特別精密健康診査」の対象となりますので、その日の受診をお勧めします。

◆日程・会場 別表のとおり。時間はいずれも午前8時～11時。

▼4月26日(消印有効)までに、はがきに①胃検診希望、②住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号、③第1希望日・会場名、第2希望日・会場名を記し「〒181-0004新川6-35-28 三鷹市総合保健センター」へ申し込む。定員1千人。定員を超えた場合は抽選。希望日集中の場合は、希望日以外の日に変更。

30歳以上の女性対象に 乳がん・子宮がん検診

対象は30歳以上(昭和48年4月1日以降生まれ)の女性。乳がん検診は6月1日(日)～6月10日(月)の間、子宮がん検診は6月1日(日)～6月10日(月)の間、市内協力医療機関で。定員1千人。

◆乳がん検診 6月1日(日)～6月10日(月)の間、市内協力医療機関で。定員1千人。

◆子宮がん検診 6月1日(日)～6月10日(月)の間、市内協力医療機関で。定員1千人。

◆4月26日(消印有効)までに、1枚のはがきに「乳がん検診希望」「子宮がん検診希望」を併記、またはどちらか一方を記載し、住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号を記し「〒181-0004新川6-35-28 三鷹市総合保健センター」へ申し込む。いずれも定員を超えた場合は抽選(5月下旬に通知)。

◆同センター ☎46-3255

◆生活習慣・歯周疾患の個別改善指導
食生活・運動などの生活習慣の改善を通じて、健康の保持増進を図ります。

◆生活習慣改善指導 基本健康診査の歯科検診で「要指導」とされた40歳以上の方が対象。健康診を受けた医療機関で希望日の4月1日に3回の個別指導と1回の医学的検査を受けられます。

◆歯周疾患改善指導 特別精密健康診査(40歳・50歳で受診の歯周疾患検診で「指導が必要」とされた方が対象。健康診を受けた歯科医療機関で希望日の4月1日に3回の個別指導受けられます。

◆総合保健センター ☎46-3254

◆医療証・一部負担金額が改定されました
老人保健法の規定に基づく老人医療制度に準じて、平成14年4月1日から

◆4月の環境・食品・獣医師出張窓口
日時 4月25日(木)午後1時～4時
場所 総合保健センター別館
業務内容
①環境・食品・獣医師の相談受付
②食品関係営業許可の申請および変更届出などの受付
③環境衛生関係営業許可の申請および変更届出などの受付
④受水タンクをもつ水道水、井戸水、プール水の水质検査容器的無料配付(検査の受付は別途保健所で行います。飲用適否の検査料金は9,900円です。なお、プール水は項目別料金です)。

◆問い合わせ先
三鷹武蔵野保健所生活衛生課 ☎54-2161
※次回は5月30日(木)です。

サイレントキラー

わが国の60歳以上の国民の約6割は高血圧症と診断され、生活習慣病の中では最も患者数の多い病気です。他の生活習慣病と同じように、初期には自覚症状もなく進行して、ある日突然、脳卒中や心臓疾患として表に現れてきます。静かなる殺人者「サイレントキラー」とは、高血圧症の別名なのです。

では、血圧が高いとはどのような状態を言うのでしょうか。血圧とは、心臓からポンプが送り出している血液が血管を押し広げる圧力のことを言います。体はいつも血液を必要としていますが、ポンプが縮んでい

くさんの血液が流れるときの圧力を上の血圧・最高血圧、ポンプがゆるんで少しの血液だけが流れているときの圧力を下の血圧・最低血圧、この2つを平均したものが、通常の高血圧症といわれます。高血圧症は、脳、心臓、腎臓の三つの臓器が特に影響を受けやすいです。

ところで、高血圧症という病名は、がんよりも怖い病気であることを存じ、日本人の死因のうち、脳血管疾患、心臓病は

治療の前に、ぜひ自分で毎日の血圧を測定する習慣をつけましょう。家庭用の血圧計は、今は簡単に手に入るものができます。ただし、血圧は測る時間や場所によっても値が変わるし、測つてもう相手によっても変化します。医師に正しい血圧の測定法を教えてください、できれば毎日決まった時間に測定し、記録して自己管理に努めましょう。

◆風しん予防接種を実施
昭和54年4月2日、昭和62年10月1日生まれの方の未接種の方
昭和54年4月2日、昭和62年10月1日生まれの未接種の方で希望者が、風しん予防接種を行います。すでに風しんに罹患した方(MMR(風しん・おたふくかぜ・風しん)予防接種を受けた方は対象となりません。

◆医療証・一部負担金額
①今年度40・50・60歳の方
特別精密健康診査対象
②今年度45・55・65・70歳になる方
一般健康診査・肝炎検査を含む
③前記以外の41歳以上で三鷹市国民健康保険加入の方
と、66歳以上の方(一般健康診査対象)

◆犬の保護および業務変更について
三鷹武蔵野保健所で行った「犬の保護取容業務」および「犬の保護取容業務」について、業務変更が行われます。

休日の診療はこちらへ

- ◆休日診療所(内科・小児科)
 - 三鷹市医師会館(野崎1-7-23 ☎47-2155) 午前10時～11時45分・午後1時～4時30分
 - ◆休日午後診療所(内科・小児科)
 - 三鷹市医師会館(野崎1-7-23 ☎47-2155) 午後6時～9時30分
 - ◆休日歯科応急診療所
 - 三鷹市総合保健センター1階(新川6-35-28 ☎46-3254) 午前10時～11時45分・午後1時～4時
 - ◆救命救急センター
 - 杏林大学医学部付属病院(新川6-20-2 ☎47-5511)
 - ◆市内救急指定病院
 - 野村病院(下連雀8-3-6 ☎47-4848)
 - 厚生会病院(下連雀3-43-26 ☎46-7851)
 - 三鷹中央病院(上連雀5-23-10 ☎44-6161)
 - 武蔵野病院(下連雀4-8-40 ☎47-1000)
 - 三鷹第一病院(下連雀8-9-21 ☎46-4141)
 - ◆電話での問い合わせ
 - ◆東京消防庁救急センター(24時間) ☎03-3212-2323、☎042-521-2323
 - ◆都保健医療情報センター(24時間・医療機関案内) ☎03-5272-0303

◆精神障害者通院医療費負担の申請など、③東京都小児精神障害者入院医療費助成の申請など、④精神障害者都営交通乗車証の申請、発行など
◆相談、調整など 精神障害者社会復帰施設、居宅生活支援

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正
平成14年4月1日から
東京都の保健所で実施していた精神保健福祉に関する事務の一部が市町村に委譲されました。市で取り扱う事務は、次のとおりです。

◆精神保健及び精神障害者福祉手帳の申請、交付など
②精神障害者通院医療費負担の申請など、③東京都小児精神障害者入院医療費助成の申請など、④精神障害者都営交通乗車証の申請、発行など
◆相談、調整など 精神障害者社会復帰施設、居宅生活支援

◆総合保健センター ☎46-3254
◆4月26日(消印有効)までに、1枚のはがきに「乳がん検診希望」「子宮がん検診希望」を併記、またはどちらか一方を記載し、住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号を記し「〒181-0004新川6-35-28 三鷹市総合保健センター」へ申し込む。いずれも定員を超えた場合は抽選(5月下旬に通知)。

◆生活習慣・歯周疾患の個別改善指導
食生活・運動などの生活習慣の改善を通じて、健康の保持増進を図ります。

◆歯周疾患改善指導 特別精密健康診査(40歳・50歳で受診の歯周疾患検診で「指導が必要」とされた方が対象。健康診を受けた歯科医療機関で希望日の4月1日に3回の個別指導受けられます。

◆医療証・一部負担金額が改定されました
老人保健法の規定に基づく老人医療制度に準じて、平成14年4月1日から

◆4月の環境・食品・獣医師出張窓口
日時 4月25日(木)午後1時～4時
場所 総合保健センター別館
業務内容
①環境・食品・獣医師の相談受付
②食品関係営業許可の申請および変更届出などの受付
③環境衛生関係営業許可の申請および変更届出などの受付
④受水タンクをもつ水道水、井戸水、プール水の水质検査容器的無料配付(検査の受付は別途保健所で行います。飲用適否の検査料金は9,900円です。なお、プール水は項目別料金です)。

◆問い合わせ先
三鷹武蔵野保健所生活衛生課 ☎54-2161
※次回は5月30日(木)です。

◆4～6月生まれの方の
基本健康診査申込を受け付けています
受診は4月10日から

◆今年度40・50・60歳の方
特別精密健康診査対象
②今年度45・55・65・70歳になる方
一般健康診査・肝炎検査を含む
③前記以外の41歳以上で三鷹市国民健康保険加入の方
と、66歳以上の方(一般健康診査対象)

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正
平成14年4月1日から
東京都の保健所で実施していた精神保健福祉に関する事務の一部が市町村に委譲されました。市で取り扱う事務は、次のとおりです。

◆精神保健及び精神障害者福祉手帳の申請、交付など
②精神障害者通院医療費負担の申請など、③東京都小児精神障害者入院医療費助成の申請など、④精神障害者都営交通乗車証の申請、発行など
◆相談、調整など 精神障害者社会復帰施設、居宅生活支援

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正
平成14年4月1日から
東京都の保健所で実施していた精神保健福祉に関する事務の一部が市町村に委譲されました。市で取り扱う事務は、次のとおりです。

◆精神保健及び精神障害者福祉手帳の申請、交付など
②精神障害者通院医療費負担の申請など、③東京都小児精神障害者入院医療費助成の申請など、④精神障害者都営交通乗車証の申請、発行など
◆相談、調整など 精神障害者社会復帰施設、居宅生活支援